



令和7年度

# 木曾川中 学校ガイド

～ 新1年生および保護者の皆様へ ～

**ダイジェスト版**



一宮市立木曾川中学校

# 目 次

## 教育活動編

- 教科書
- 副読本
- 給食

## 教育活動支援編

- 学校生活に係る経費

## 家庭・地域との連携

- 学校運営協議会

## 手続き・その他

- 学割
- 転校（転居）の手続き
- 就学援助制度

# 教科書

- ・ 中学校で使用する教科書は小学校と違い、前期（4月始め）にのみ配付します。
- ・ 教科書は種類によって学年をまたいで使用するものもありますので処分しないようにしてください。

## <教科書の種類と使用時期>

教科		1年	2年	3年	備考
国語		○	○	○	
書写		○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
社会	地理	○	●		1年で給与したものを2年でも使用
	歴史	○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
	公民			○	
地図		○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
数学		○	○	○	
理科		○	○	○	
音楽	1年	○			
	2,3年上		○	●	2年で給与したものを3年でも使用
	2,3年下		○	●	2年で給与したものを3年でも使用
	器楽	○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
美術	1年	○			
	2,3年上		○	●	2年で給与したものを3年でも使用
	2,3年下		○	●	2年で給与したものを3年でも使用
保健体育		○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
技術・家庭	技術	○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
	家庭	○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
英語		○	○	○	
道徳		○	○	○	

○…給与 ●…継続して使用

## 副読本

### ◆副読本について◆

副読本とは、教科書の補助となる教材のことで、主に、一宮市に関する社会科的内容、進路といった総合的な学習にかかわる内容のものです。一宮市の公費負担のものと、保護者の方に負担していただくものがあります。

### ◆副読本の使用時期と種類◆

副読本も教科書とあわせて配付します。副読本も種類によっては学年をまたいで使用するものもありますので処分しないようにしてください。

〈副読本の種類と使用時期〉

教科	教科書名	有償・無償	1年	2年	3年	備考
理科	観察と実験	無償	○	○	○	
保健体育	ビジュアル新しい体育実技	有償	○	●	●	1年で給与したものを2・3年でも使用
社会	のびゆく一宮	無償	○			
	わたしたちの一宮市（白地図）	有償	○			
総合	中学生活と進路	有償	○	○	○	

○…給与 ●…継続して使用

## 給食

学校給食は、栄養のバランスのとれた魅力ある食事を生徒に提供し、望ましい食習慣の形成と心身の健全な発育に資することを目指しています。本校の給食は、校内給食室で調理しています。給食の内容は、主食（米飯・パン・めん等）、牛乳、主菜と副菜（おかず）です。行事食や、地域の食材も取り入れています。



### ◆給食に必要なもの◆

- ・給食がある日は、ナフキンが必要です。ナフキンはきんちゃく袋などに入れ、毎日清潔なものを準備させてください。
- ・給食当番になったときは、給食帽子（バンダナ）・エプロン・マスクが必要です。毎日、衛生管理のチェックを実施して、当番活動を行っています。

### ◆長期に欠席するときの給食について◆

- ・あらかじめ欠席が分かっている場合は、保護者の申し出により給食を止めることができます。
- ・手続き(止める・復活する)に3日程度かかります。その際は、担任までお知らせください。

※給食費は1食325円（令和6年度）です。給食を止めた場合はその食数分を減額して集金します。給食費は学年費（教材費）等とともに、毎月の集金日に口座引落しをします。

### ◆食物アレルギーの対応について◆

卵・牛乳・小麦などの食物アレルギーの有無を入学前に調査します。その後、給食で対応が必要な場合は、ご連絡させていただきます。

### ◆台風の際の給食について◆

台風等で給食の中止が決定した場合は、文書等でお知らせします。

#### 給食の時間

給食の時間は、生徒が食に関して総合的に学習する場です。会食の楽しさを味わいながら社会性を養うとともに、健康で充実した生活をおくることができるように、バランスのとれた食事や、安全・衛生に関する事柄についても体験的に学習を深めています。

## 学校生活に係る経費

本校では、教育活動に必要な経費で、当面、公費負担ができないものについて、保護者のみなさまに負担をお願いしています。



教育活動にかかる費用のうち保護者の方に負担していただく経費について学校徴収金として毎月集金させていただきます。

### ◆集金内容について◆

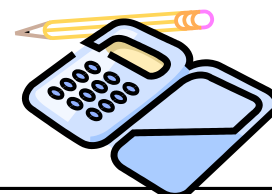
本校の学校徴収金の内容は次のようになっています。

学 年 費	以下のような学校生活や教科、行事など個人に還元できる費用に充てます。 名札 身分証明書 副読本 問題集 ファイル類 技能教科実習用具・材料 校外学習費 卒業アルバム代 日本スポーツ振興センター掛金 など
給 食 費	1食325円（令和6年度～）の食数分を翌月に集金します。
P T A会費	P T A規約に基づく会費です。P T Aの委託により集金します。
生徒活動費	生徒会活動や部活動に必要な共有物品費用に充てます。

本校の集金とは別に、修学旅行代金が必要となります。

積 立 金	修学旅行代金として口座振替や一括払い等の方法で旅行業者へ直接支払っていただきます。
-------	---

### ◆集金方法について◆



一宮市では毎月の集金に口座振替を導入しています。

指 定 銀 行	ゆうちょ銀行
振替の手続き	・ゆうちょ銀行に普通預金口座を開設してください。 (名義は保護者名でも生徒名でもよい) ・すでに口座をお持ちの場合はその口座が利用できます。
集 金 日	・毎月指定された日に登録口座から引き落としをします。 ・集金日は年間行事計画や学年だよりでお知らせします。 ・口座振替ができなかった場合は、指定口座へ振り込んでいただきます。 その際には振込手数料をご負担いただきます。
集 金 額	・毎月、学年だよりにてお知らせします。 ・平均として、毎月10,000円をめどに集金しています。 ・自動振替手数料が1人あたり10円かかります。 ・就学援助を受けている方は減額されます。

### ◇会計報告

各学期ごとに会計報告にて各学年の集金額、支払額、残金を報告します。

# 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）とは、保護者や地域のみなさんと学校と一緒に  
なって子どもたちを守り育てるための組織です。

保護者や地域の方々の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者・  
地域住民との信頼関係を深め、お互いの教育力を高めながら子どもたちの豊かな学びと育ちを創  
造することを目的として組織されています。

木曽川中学校区では、木曽川中学校・黒田小学校・木曽川西小学校・木曽川東小学校の各小中  
学校にそれぞれの学校運営協議会が設置されています。そして、「木曽川地区小中連絡会議」を  
組織して、小中学校が連携を図り、木曽川地区全体の子どもたちを守り育てる形を創り上げてい  
ます。

## ◆学校運営協議会の構成員◆

- ・中学校区全体では、地域代表、保護者代表、学  
校代表で構成されています。
- ・中学校では、地域代表者4名、保護者代表3名、  
学校代表は校長はじめ5名の合計12名で構成  
されています。



## ◆活動について◆

- ・学校運営協議会 年5回、木曽川地区小中連絡会議 年10回を実施します。
- ・木曽川中学校の学校運営協議会には、2つの専門部を置いて活動しています。  
学校支援部・・・「地域の様々な人材を学校へ」  
PTA自転車点検、おやじの会部活動交流会、生徒と語り合う活動 等  
地域活動部・・・「生徒を地域へ」  
職場体験活動、ボランティア福祉体験学習、地域づくり協議会防災訓練 等

## ◆学校運営協議会発足の経緯◆

過去、公立学校は、教育委員会及び校長の権限と責任で運営されてきました。しか  
し、学校の運営の状況が保護者や地域の方々等にわかりにくく、学校が閉鎖的、画一  
的になりがちであるとの指摘もされてきました。学校は地域社会を基盤として存在す  
るものであり、充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域社会の連携・協力が  
不可欠です。そこで、学校教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確  
に反映させ、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めるため  
に、学校運営の主体を保護者・地域住民・教員の代表で構成する『学校運営協議会』  
にする制度が生まれました。

保護者や地域のみなさんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することによ  
り、そのニーズを迅速かつ確実に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域  
社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。ま  
た、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化  
も期待されます。

※一宮市では、中学校区を基本に全市において学校運営協議会を設置して  
います。

# 学割



利用区間の片道の営業キロが101キロ以上ある場合、運賃が割引となる制度です。

中学校の生徒が対象になり、学校へ申請すれば学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証明書)を受け取ることができます。

学割証の発行を希望する方は、以下の注意事項と手順をもとに手続きを行ってください。

## ◆発行条件◆

- JR の利用区間が片道101 km以上の場合
- ・学割証は JR 各社が自社の利用に関して発行しているため、JR 各社が対象です。  
(他の鉄道会社・フェリー等で利用できる場合もありますが、利用条件や必要枚数等については事前に各社の窓口でご確認ください)

## ◆使用目的◆

原則として、以下の目的により旅行する必要があると認められる場合に限り発行できます。  
(例) 帰省・部活動・受験・傷病の治療・保護者の旅行への随行

## ◆発行までの流れ◆

- ① 「学生割引証発行願」を担任からもらってください。
- ② 「学生割引証発行願」を記入・押印のうえ、担任にご提出ください。
  - ・担当者不在の場合もありますので、出発日までの日数に余裕をもって申請して下さい。
- ③ 「学生割引証発行願」をもとに、「学割証」を作成します。
- ④ 担任経由で生徒本人にお渡しします。

## ◆注意事項◆

乗車前に「学割証明書」と「身分証明書」を提出して、学生割引乗車券を購入してください。

- ・乗車後は購入できません。
- ・乗車するときは、「身分証明書」を携帯してください。

学 生 割 引 証 発 行 願	
令和〇年〇月〇日	
一宮市立〇〇中学校長 様	
保護者氏名 一宮 太朗 (印)	
下記のとおり旅行をしますので、学生割引証の発行をお願いします。	
乗車船区間	<input type="checkbox"/> 駅から 経由 <input type="checkbox"/> 駅まで
乗車券の種類	<input checked="" type="radio"/> 片道 往復 連続 周遊 (必要枚数 枚)
学年 組 番号	第 1 学年 〇 組 14 番
身分証明書番号	10114
使用者の氏名及び年齢	一宮 貴文 (13才)
旅行期間	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )
旅行先	<input type="checkbox"/> 〇〇〇
旅行目的	・保護者の旅行への随行 ・帰省のため など
学級担任 印	



# 転校(転居)の手続き



## ◆引越しが決まったときの手続きについて◆

～木曾川中学校から校区外への転出～

転居が決まったらできるだけ早く学校へ連絡してください。

(新しい住所や学校名・転居の時期など、分かっていたらお知らせください。)

学校では、転校に必要な書類の作成や教材費等の精算をします。

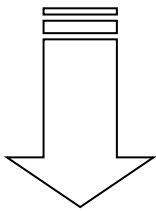
◇転居前に・・・

- ・教材費の精算をします。
- ・学校で次の書類を受け取ります。

- ①「在学証明書」
- ②「転学児童教科用図書給与証明書」

◎転居先の学校へは  
こんなことを伝えてください。

- ・生徒名、学年、生年月日
  - ・保護者名
  - ・転校前の学校名
  - ・転校する日(予定)
  - ・保護者連絡先  
(転校前・後)
- など



## ◆転校される方へ◆

転居が決まったら、保護者の方からも  
転居先の学校へ連絡をしてください。  
手続きがスムーズに進みます。

◇転居後は・・・

- ・転居先の市区町村役場等で転入及び転校の  
手続きをします。

③「入学通知書」を受け取ります。

- ・転校先の学校へ行き、書類①・②・③を  
提出します。

※住民票の異動をすると、その日から転居先  
の学校へ通うこととなります。

## ◆今まで使用した教科書はどうする？◆

転居先の学校でも同じ教科書を使用する  
場合は、持っている教科書を引き続き使  
います。引越しの際に処分しないよう注意  
ください。

また、転校先でもスポーツ振興センター  
の加入は継続されます。

## ◆2学期途中に引越しをします。

今学期中は今の学校に通わせたいけれど…◆

在学中に校区外に引越しをした場合、お子さんは  
住所により指定された学校に就学するのが原則で  
すが、教育上配慮が必要な場合は、保護者の申請に  
より、区域外就学(市外転出)または学区外通学  
(市内転出)が認められる場合があります。このよ  
うな場合は、事前に教育委員会または学校へご相談  
ください。

## ◆引越したけれど学校は同じ。

学校へ連絡は必要？◆

～木曾川中学校の校区内の転居～

転居が決まったらできるだけ早く学校へ  
新しい住所をお知らせください。



# 就学援助制度

お子さんを学校へ通わせる上で必要な費用を支払うことが、経済的に難しいご家庭に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。

## ◆どういう場合に援助が受けられるの？◆

主な認定要件として、以下の項目があります。

生活保護を受けている方
市民税が非課税または減免された方（世帯全員について）
個人事業税または固定資産税が減免された方
国民年金保険料の掛金が免除された方（保護者全員）
児童扶養手当が支給されている方
上記には該当しないが、所得が教育委員会の定める基準以下の方

詳しいことは一宮市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。

## ◆どんな援助が受けられるの？◆

学校給食費、新入学学用品費、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、医療費などが支給されます。  
（生徒会費・クラブ活動費は中学校のみ）

※新入学学用品費は、入学前の2月中に申請書を提出すると3月下旬に支給されます。

## ◆援助を受けるにはどうしたらいいの？◆

申請書に必要事項を記入し、お子さんの通っている小中学校または、教育委員会 学校教育課（一宮市役所）へ提出します。

申請書は、各小中学校または、教育委員会 学校教育課にあります。

## ◆いつから援助を受けられるの？◆

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月1日より援助を開始します。

## ◆気をつけることはありますか？◆

転出される場合や認定要件がなくなったり、世帯に変更があった場合などは、速やかに学校または、教育委員会 学校教育課（一宮市役所）までご連絡ください。

## ◆問い合わせ先◆

教育委員会 学校教育課（一宮市役所）へお問い合わせください。  
<電話 0586-85-7072>